

国の動き

- 「重度の障害、介助者等への対応」、「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準を改正
(令和3年3月)
(BF法で床面積2,000㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化)



- 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂の検討
 - ・国の建築設計標準の改正を踏まえ、府独自の現地検証等も含め、府ガイドライン（望ましい整備）を改訂
(府条例で床面積200㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化)

○ガイドライン改訂スケジュール

